

# 第13回定時株主総会招集ご通知



## LIFENET

LIFENET INSURANCE COMPANY

日 場 議	時 所 案	2019年6月23日（日曜日）午後2時	※受付開始 午後1時
		日経ホール（日経ビル3階）	
		第1号議案	取締役8名選任の件
		第2号議案	監査役3名選任の件
		第3号議案	補欠監査役1名選任の件
	第4号議案	取締役（社外取締役を除く）に対する 譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	



スマート  
招集

スマホで招集ご通知が  
ご覧いただけます！

<https://p.sokai.jp/7157/>



# 株主の皆さまへ

日頃から温かいご支援をいただき、心より御礼申し上げます。

当社は本年も、日曜日の午後に株主総会を開催いたします。株主の皆さまにお目にかかることができる貴重な機会であると考えております。ぜひご出席いただきますようお願い申し上げます。なお、ご出席いただけない場合は、インターネットまたは議決権行使書の郵送により、議決権を行使していただければ幸いです。

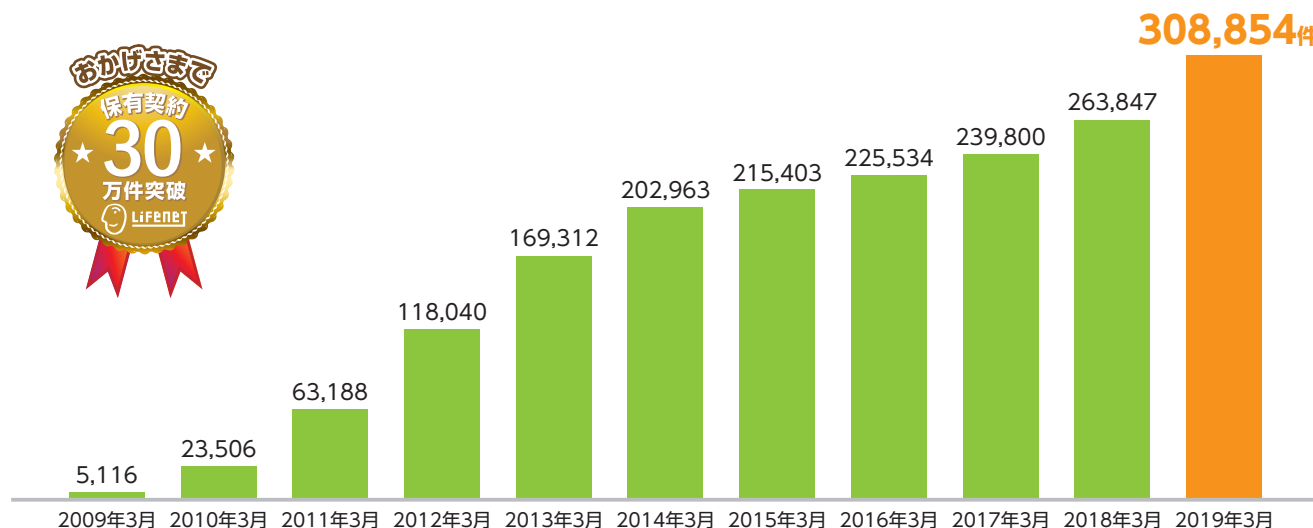
2018年度は、新たな経営体制の下、過去最高の新契約業績を達成し、保有契約件数も30万件を突破するなど、オンライン生保の広がりには確かな手応えを感じた1年となりました。

開業10周年を機に全役員・社員で見直し改定した「ライフネットの生命保険マニフェスト」に基づき、今後も必要な商品・サービスをお客さまへお届けしてまいります。オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニーを目指して、より一層の挑戦を続けてまいりますので、引き続きご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。



**森 亮介**  
代表取締役社長

## ■ 新契約の過去最高業績を更新し、保有契約は30万件を突破



(証券コード 7157)  
2019年5月28日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル  
**ライフネット生命保険株式会社**  
代表取締役社長 森 亮 介

## 第13回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類の内容をご検討の上、3ページに記載の「議決権行使に関するご案内」に従って、2019年6月21日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2019年6月23日（日曜日）午後2時（受付開始 午後1時）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番7号  
日経ビル3階 日経ホール
3. 目的事項  
報告事項  
決議事項  
第1号議案 取締役8名選任の件  
第2号議案 監査役3名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件  
第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- (1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。
  - (2) 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社株主・投資家情報ウェブサイト(<https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/>)に掲載します。
  - (3) 本招集ご通知に記載すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
    - ①事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保するための体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」及び「会計参与に関する事項」
    - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 なお、監査役が監査した事業報告及び計算書類、会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知添付書類のほか、これらの当社株主・投資家情報ウェブサイトの掲載事項を含みます。
  - (4) 株主総会には、保険契約者及び報道関係者をご招待する予定です。
  - (5) 本招集ご通知は、早期に情報をご提供する観点から、発送前に当社株主・投資家情報ウェブサイトに掲載しました。

# 議決権行使に関するご案内

株主総会における議決権は、以下のいずれかの方法により行使いただけます。

ご出席いただく場合



## 株主総会出席

同封の議決権行使書をご持参の上、会場受付にご提出ください。

▶株主総会開催日時：2019年6月23日（日曜日）午後2時

ご出席いただけない場合



## インターネット

次ページの案内をご覧の上、議案に対する賛否をご入力ください。



スマート招集からも議決権行使が可能です。次ページをご覧ください。

▶行使期限：2019年6月21日（金曜日）午後5時30分入力分



## 書面（郵送）

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご記入の上、ご返送ください。賛否のご記入がない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

▶行使期限：2019年6月21日（金曜日）午後5時30分到着分

\* 議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とします。また、インターネット（パソコン、スマートフォン等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とします。

機関投資家の皆さまは、事前に申し込まれた場合には、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

## インターネットによる議決権行使についてご案内します。

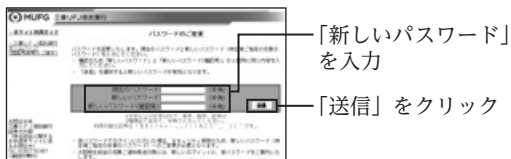
### ログインIDを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイト（上記URL）にアクセスしてください。
- 2 議決権行使書の右下に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを入力してください。

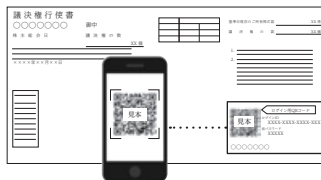


- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### QRコードを読み取る方法

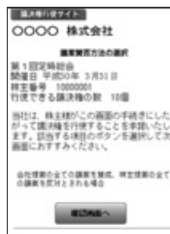
議決権行使書に記載のQRコードをスマートフォンで読み取ると、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書の右下に記載されたQRコードを読み取ってください。（ログインID、仮パスワードは不要です。）



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。  
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、左の「ログインIDを入力する方法」をご確認ください。

パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

スマートフォン対応「スマート招集」からも議決権行使サイトへアクセスが可能です。



スマホで招集ご通知が  
ご覧いただけます！  
<https://p.sokai.jp/7157/>



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役8名選任の件

現任の取締役10名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの向上及び、より機動的な意思決定を行うことを目的として、取締役を2名減員し、取締役8名の選任をお願いするものです。

本議案が原案どおり承認可決された場合、社内取締役の員数は現任の6名から4名に減少し、社外取締役の員数は変わらず4名となるため、取締役全体に占める社外取締役の割合は、4割から5割へ上昇します。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、独立社外取締役及び代表取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の提案を踏まえております。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名				当社における現在の地位及び担当
1	もり 森 亮介	再任			代表取締役社長
2	にしだ 西田 政之	再任			取締役副社長 CHRO (チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー)
3	はった 八田 斎	再任			常務取締役 執行役員 CCO (チーフ・コンプライアンス・オフィサー) CISO (チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー)
4	こば 木庭 康宏	再任			取締役 執行役員 経営戦略本部長
5	しのつか 篠塚 英子	再任	社外	独立役員	社外取締役
6	たかたに 高谷 正伸	再任	社外	独立役員	社外取締役
7	みづこし 水越 豊	再任	社外	独立役員	社外取締役
8	もりた 森田 康裕	新任	社外		—

候補者番号

1

もり  
**森 亮介**

1984年3月10日生 (満35歳) 男性

再任



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

2007年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社  
 2012年9月 当社 入社  
 2013年5月 当社 企画部長  
 2016年1月 当社 執行役員 経営戦略本部長  
 2017年4月 当社 執行役員 営業本部長  
 2017年6月 当社 取締役 執行役員 営業本部長  
 2018年6月 当社 代表取締役社長 (現任)

<所有する当社株式の数>

6,500株

取締役候補者とした理由

当社において、主に経営企画、経営管理に従事し、2017年4月からは、営業の責任者として業績の伸長に貢献しました。その後取締役就任し事業戦略を推進、2018年6月からは代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、一層の業績拡大に貢献しております。当社の持続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

にしだ  
**西田 政之**

1963年6月4日生 (満55歳) 男性

再任



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1987年4月 三洋証券株式会社入社  
 2000年7月 フランク・ラッセル・ジャパン株式会社  
 (現 ラッセル・インベストメント株式会社) ディレクター  
 2004年9月 マーサー・ヒューマン・リソース・コンサルティング株式会社 (現  
 マーサー・ジャパン株式会社) ディレクター  
 2006年6月 同社 取締役クライアントサービス代表  
 2013年2月 同社 取締役COO  
 2015年6月 当社 取締役副社長 執行役員  
 2016年1月 当社 取締役副社長 執行役員 営業本部長  
 2017年4月 当社 取締役副社長 執行役員 コーポレート本部長  
 2018年6月 当社 取締役副社長 CHRO (チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー)  
 (現任)

<所有する当社株式の数>

12,000株

取締役候補者とした理由

人材コンサルティング会社における経験及び実績を踏まえ、2015年6月から取締役副社長として、主に営業、人事の責任者を務めております。組織戦略の推進と、経営基盤の強化に貢献しており、当社の持続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

は っ た  
八 田 齋

1955年3月21日生 (満64歳) 男性

再任



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1980年4月 大蔵省(現 財務省)入省  
1995年5月 日本貿易振興会チューリヒ事務所長  
2005年8月 金融庁総務企画局企画課長  
2007年7月 同庁 監督局総務課長  
2008年7月 財務省福岡財務支局長  
2010年8月 厚生労働省政策評価審議官  
2013年7月 財務省横浜税関長  
2014年10月 一般社団法人金融先物取引業協会 事務局長  
2016年5月 当社 顧問  
2016年6月 当社 常務取締役 執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー  
2016年10月 当社 常務取締役 執行役員 CCO (チーフ・コンプライアンス・オフィサー)  
CISO (チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー) (現任)

<所有する当社株式の数>

6,700株

取締役候補者とした理由

財務省及び金融庁において要職を歴任し、金融及び生命保険に関する豊富な知識と経験を有しております。2016年6月から常務取締役及びチーフ・コンプライアンス・オフィサーに就任し、全社のコンプライアンスを総括するなど、当社の持続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

こ ば  
木 庭 康 宏

1979年4月9日生 (満40歳) 男性

再任



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

2002年4月 厚生労働省入省  
2010年9月 当社 入社  
2013年10月 当社 法務部長  
2015年6月 当社 執行役員  
チーフ・コンプライアンス・オフィサー  
2016年1月 当社 執行役員 コーポレート本部長  
チーフ・コンプライアンス・オフィサー  
2016年6月 当社 執行役員 コーポレート本部長  
2017年4月 当社 執行役員 経営戦略本部長  
2017年6月 当社 取締役 執行役員 経営戦略本部長 (現任)

<所有する当社株式の数>

6,200株

取締役候補者とした理由

当社において、法務、リスク管理、人事総務、経営企画及び経営管理の責任者を務め、生命保険事業に関する知識及び経験を有しております。2017年6月からは取締役として経営戦略を推進するなど、当社の持続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。



候補者番号

5

しのつか  
篠塚

えいこ  
英子

1942年5月1日生 (満77歳) 女性

再任

社外

独立  
役員



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1965年4月 社団法人(現 公益社団法人)日本経済研究センター入社  
 1993年4月 お茶の水女子大学 生活科学部教授  
 1998年4月 日本銀行政策委員会審議委員  
 2001年4月 社団法人(現 公益社団法人)日本経済研究センター  
 客員研究員(現任)  
 2005年7月 住友生命保険相互会社 社外監査役  
 2008年3月 国立大学法人お茶の水女子大学 名誉教授(現任)  
 2010年4月 人事院人事官  
 2013年5月 人事院顧問  
 2015年6月 日本証券金融株式会社 社外取締役(現任)  
 株式会社 小松製作所 社外監査役(現任)  
 2016年4月 国立大学法人島根大学 非常勤監事(現任)  
 2016年6月 当社 社外取締役(現任)

<所有する当社株式の数>

1,400株

社外取締役候補者とした理由

社外取締役及び社外監査役への就任以外の方法により会社の経営に関与したことはありませんが、数多くの公職を歴任しており、経済、労働及び法律に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

6

たかたに  
高谷

まさのぶ  
正伸

1951年5月2日生 (満68歳) 男性

再任

社外

独立  
役員



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1976年4月 農林中央金庫入庫  
 2001年7月 同庫 債券投資部長  
 2003年7月 同庫 企画管理部長  
 2004年6月 同庫 常務理事  
 2007年6月 同庫 専務理事  
 2010年6月 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長  
 2016年6月 当社 社外取締役(現任)

<所有する当社株式の数>

1,400株

社外取締役候補者とした理由

金融機関における会社経営者としての経験に基づく、会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

7

みずこし  
水越

ゆたか  
豊

1956年8月29日生 (満62歳) 男性

再任

社外

独立  
役員



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

- 1980年4月 新日本製鐵株式会社(現 日本製鐵株式会社)入社  
2004年5月 ポストン コンサルティング グループ  
シニア・ヴァイス・プレジデント  
2005年1月 同社 日本代表  
2016年1月 同社 シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター  
2016年6月 当社 社外取締役(現任)  
アサガミ株式会社 社外取締役(現任)  
2018年1月 ポストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー(現任)  
2018年6月 株式会社カプコン 社外取締役(現任)

<所有する当社株式の数>

なし

社外取締役候補者とした理由

コンサルティングファームにおける会社経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

8

もりた  
森田

やすひろ  
康裕

1964年10月2日生 (満54歳) 男性

新任

社外



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

- 1987年4月 国際電信電話株式会社(現 KDDI株式会社)入社  
2005年12月 同社 コンテンツ・メディア事業本部コンテンツマーケティング部長  
2007年4月 同社 コンシューマ事業企画本部コンシューマ事業企画1部長  
2010年4月 同社 グループ財務・関連事業本部第1関連事業部長  
2011年4月 同社 新規ビジネス推進本部 ビジネス統括部長  
2012年4月 同社 新規ビジネス推進本部 事業開発部長  
2013年6月 株式会社ウェブマネー 取締役  
2016年4月 同社 代表取締役社長  
2019年4月 auフィナンシャルホールディングス株式会社 執行役員(現任)

<所有する当社株式の数>

なし

社外取締役候補者とした理由

KDDI株式会社における新規ビジネスの責任者として、また金融事業会社の経営者として、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 篠塚英子、高谷正伸、水越豊及び森田康裕の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者です。社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 当社は、在任中、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、当該非業務執行取締役等が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、篠塚英子、高谷正伸及び水越豊の各氏と締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、再任いただいた場合も、各氏と当該契約を継続する予定です。また、森田康裕氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
- (2) 森田康裕氏は、現在はKDDI株式会社よりauフィナンシャルホールディングス株式会社に出向していることから、現在及び過去5年間に於いてKDDI株式会社の業務執行者にあたります。KDDI株式会社は当社の特定関係事業者（主要な取引先）に該当します。
- (3) 篠塚英子、高谷正伸及び水越豊の各氏は当社の現任の社外取締役です。篠塚英子、高谷正伸及び水越豊の各氏の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
- (4) 篠塚英子、高谷正伸及び水越豊の各氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所が指定する独立役員として届け出ております。なお、再任いただいた場合も、独立役員とする予定です。

## (ご参考) 取締役候補者の選任方針について

当社は、役員を選任及び役員報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図るため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、3名の独立社外取締役及び代表取締役で構成しております。取締役候補者の選任方針については、指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において制定しております。同方針は以下のとおりです。

1. 社内取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において、次に掲げる事項を充足する者を選任する。
  - ・経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有すること。
  - ・十分な社会的信用を有すること。
2. 社外取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。
  - ・企業経営、リスク管理、コンプライアンス、金融、経済、経理財務、マーケティング等の専門分野における高い見識や豊富な経験を有し、当該専門分野での相応の実績を挙げていること。
  - ・経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るといふ観点からの助言を行うために必要な資質を有すること。
  - ・「独立社外取締役」については、一般株主と利益相反が生じるおそれのないこと。この場合において、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことについては、次の基準に則る。
3. 社外取締役の独立性基準  
当社は、社外取締役又はその候補者が、以下のいずれかに該当する場合、独立社外取締役としての独立性を有しないものとみなす。
  - (1) 当社の業務執行者
  - (2) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - (3) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
  - (4) 当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
  - (5) 当社の議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している当社の大株主、又はその業務執行者
  - (6) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、若しくは法律専門家
  - (7) 過去10年間のいずれかにおいて(1)に該当したことがある者
  - (8) 過去3年間のいずれかにおいて(2)から(7)までに該当したことがある者
  - (9) 上記(1)から(8)までに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者

## 第2号議案 監査役3名選任の件

現任の監査役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社の監査体制の現況に鑑み1名減員し、監査役3名の選任をお願いするものです。

本議案が原案どおり承認可決された場合も、当社監査役会は、常勤監査役1名と過半を占める独立社外監査役により構成されることとなりますので、監査体制の実効性は引き続き十分確保されるものと考えております。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位
1	やまさき 山崎 隆博	新任
2	ますだ 増田 健一	再任 社外 独立役員 社外監査役
3	みやうち 宮内 豊	新任 社外 独立役員

候補者番号

1

やま さ き  
**山崎**

た か ひ ろ  
**隆博**

1957年12月23日生 (満61歳) 男性

新任



<略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況>

1981年4月 日本生命保険相互会社入社  
2004年3月 同社 国際業務部担当部長  
2005年3月 同社 米国法人社長  
2007年12月 同社 証券管理部長  
2009年6月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 常勤監査役  
2013年6月 同社 取締役企画業務部長  
2015年6月 当社 入社 執行役員 保険金部長  
2016年1月 当社 執行役員 お客さまサービス本部長  
2018年6月 当社 お客さまサービス本部長補佐  
2019年2月 当社 経営戦略本部長補佐 (現任)

<所有する当社株式の数>

なし

監査役候補者とした理由

投資会社における常勤監査役経験に基づく高い専門性を有していることに加え、他の生命保険会社及び当社において要職を歴任し、生命保険事業に関する豊富な経験と幅広い知見も備えていることから、新たに監査役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

ま す だ  
**増田**

け ん い ち  
**健一**

1963年1月11日生 (満56歳) 男性

再任

社外

独立  
役員



<略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況>

1988年4月 第二東京弁護士会登録  
アンダーソン・毛利・ラビノヴィッツ法律事務所  
(現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所  
1993年9月 ニューヨーク州弁護士登録  
1997年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー (現任)  
2006年11月 あすかコーポレイトアドバイザー株式会社 社外監査役 (現任)  
2007年5月 当社 社外監査役 (現任)  
2011年3月 株式会社ブリヂストン 社外監査役  
2016年3月 同社 社外取締役 (現任)  
2016年5月 株式会社マーキュリアインベストメント 社外監査役 (現任)  
2019年4月 国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科 客員教授 (現任)

<所有する当社株式の数>

なし

社外監査役候補者とした理由

社外取締役及び社外監査役への就任以外の方法により会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き、社外監査役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

みやうち  
宮内ゆたか  
豊

1958年5月27日生 (満61歳) 男性

新任

社外

独立  
役員

### <略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況>

1981年 4月 大蔵省入省  
 1997年 7月 同省 大臣官房企画官  
 2002年 7月 財務省 主計局主計官  
 2007年 7月 同省 主税局総務課長  
 2010年 7月 同省 大臣官房審議官  
 2013年 7月 同省 関税局長  
 2016年 1月 内閣官房TPP政府対策本部国内調整総括官  
 2017年 5月 三井住友信託銀行株式会社 顧問 (現任)

### <所有する当社株式の数>

なし

### 社外監査役候補者とした理由

会社の経営に直接関与したことはありませんが、財務省において要職を歴任し、金融に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、新たに社外監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、在任中、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、当該監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、増田健一氏と締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、再任いただいた場合も、同氏と当該契約を継続する予定です。また、山崎隆博及び宮内豊の各氏を選任いただいた場合は、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
3. 増田健一及び宮内豊の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定する社外監査役候補者です。社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 増田健一氏は、当社の現任の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年1ヶ月となります。
- (2) 増田健一氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所が指定する独立役員として届け出ております。なお、再任いただいた場合も、独立役員とする予定です。また、宮内豊氏につきましても、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、選任いただいた場合は、独立役員とする予定です。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものです。なお、補欠監査役選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができますものとします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

かわい ただす  
**河相 董**

1941年5月7日生 (満78歳) 男性

社外

独立  
役員



#### <略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況>

1964年 4月 ソニー株式会社入社  
2003年 6月 同社 業務執行役員上席常務  
2004年 8月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社  
(現 マネックスグループ株式会社) 常勤監査役  
2007年 5月 当社 社外監査役(現任)  
2009年 6月 マネックスグループ株式会社 取締役  
2011年 2月 マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社 取締役会長

#### <所有する当社株式の数>

なし

#### 補欠の社外監査役候補者とした理由

複数の企業における経営者として会社経営及び財務に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、在任中、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、当該監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、河相董氏と締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が監査役に就任した場合も、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
3. 河相董氏は、補欠の社外監査役候補者(会社法施行規則第2条第3項第8号)です。社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 河相董氏は、当社の現任の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年1ヶ月となります。なお、同氏は本総会終結の時をもって監査役を退任します。
- (2) 河相董氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所が指定する独立役員として届け出ております。なお、同氏が監査役に就任した場合も、独立役員とする予定です。



#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年6月24日開催の第12回定時株主総会において、年額18,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認をいただいております。

この度、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。ただし、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、任意の指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において決定することとします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しません。

現在の取締役は10名（うち社外取締役4名）ですが、第1号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役は8名（うち社外取締役4名）となり、対象取締役は4名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年200,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とします。

その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

なお、本議案の内容につきましては、独立社外取締役及び代表取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の提案を踏まえております。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）に、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が予め認めた理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、任意の指名・報酬委員会において審議の上、当社の取締役会において定めるものとする。

### 【新報酬制度のイメージ】

←業績連動部分→		
基本報酬（定額）	株式報酬	基本報酬（定額）
取締役（社外取締役を除く）分		社外取締役分

※今回の譲渡制限付株式報酬制度導入に伴う報酬枠の増加はありません。対象取締役の基本報酬（定額）及び株式報酬の割合につきましては、任意の指名・報酬委員会において審議の上、当社取締役会にて定めることとなりますが、当該割合は概ね7：3とします。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

### 1. 保険会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

##### ① 当事業年度における事業の経過及び成果

当事業年度の国内経済は、企業収益の伸長等を背景にした設備投資の増加、雇用や所得環境の改善等が推進力となり、緩やかな回復基調が続きました。

生命保険業界においては、2018年4月に11年ぶりに実施された標準生命表の改定に伴う対応に始まり、長引く低金利環境による保障性商品へのシフト、デジタル化に適応した健康増進型保険等の新たな商品・サービスの開発が進むなど、引き続き激しい競争環境に直面しております。

このような状況の中、当社は、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念の下、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社として開業から11年目を迎えました。当事業年度は、商品の改定、スマートフォンを活用したサービスの拡充、ビジネス・パートナーシップの強化を通じて、引き続きお客さま視点での商品・サービスの提供に努め、過去最高となる新契約業績を達成しました。

当事業年度における具体的な取組み及び成果は、以下のとおりです。

### (契約の状況)

2018年度の新契約業績は過去最高を更新し、新契約の年換算保険料\*1は、前事業年度比161.8%の2,773百万円、新契約高は、前事業年度比185.0%の341,931百万円となりました。新契約件数は、前事業年度比164.5%の64,435件となりました。

当事業年度末の保有契約の年換算保険料\*1は、前事業年度末比117.4%の13,085百万円、保有契約高は、前事業年度末比111.2%の2,289,567百万円となりました。保有契約件数は、2019年1月に30万件を突破し、前事業年度末比117.1%の308,854件となり、保有契約者数は、197,669人となりました。また、当事業年度の解約失効率\*2は、6.6%（前事業年度5.9%）となりました。

\*1. 年換算保険料とは、1回当たりの保険料について保険料の支払い方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額をいいます。当社商品の保険料は全て月払いのみとなっているため、1ヶ月当たりの保険料に12を乗じたものを年換算保険料としております。

\*2. 解約失効率は、解約・失効の件数を月々の保有契約件数の平均で除した比率を年換算した数値です。

### ○新契約の状況

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度	前事業年度比
年換算保険料	1,714	2,773	161.8%
新契約金額（新契約高）	184,857	341,931	185.0%
新契約件数	39,175件	64,435件	164.5%

(注) 新契約金額（新契約高）は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

### ○保有契約の状況

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末	前事業年度末比
年換算保険料	11,147	13,085	117.4%
保有契約金額（保有契約高）	2,059,703	2,289,567	111.2%
保有契約件数	263,847件	308,854件	117.1%
保有契約者数	169,532人	197,669人	116.6%

(注) 保有契約金額（保有契約高）は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

## (収支の状況)

当事業年度の保険料等収入は、保有契約件数の増加に伴い、前事業年度比114.5%の12,159百万円となりました。また、資産運用収益は、前事業年度比115.3%の365百万円となりました。その他経常収益は、35百万円となりました。この結果、当事業年度の経常収益は、前事業年度比114.6%の12,560百万円となりました。

保険金等支払金は、前事業年度比134.0%の2,535百万円となりました。保険金及び給付金支払額の保険料に対する割合は、前事業年度の15.0%から17.3%に増加しました。責任準備金等繰入額は、前事業年度比110.5%の4,070百万円となりました。責任準備金繰入額の保険料に対する割合は、前事業年度の34.2%から34.0%となりました。事業費は、前事業年度比139.9%の6,916百万円となりました。事業費のうち、広告宣伝費を中心とした営業費用は前事業年度比160.5%の4,216百万円、保険事務費用は前事業年度比114.4%の786百万円、システムその他費用は前事業年度比117.5%の1,913百万円となりました。その他経常費用は、前事業年度比123.4%の757百万円となりました。これらにより、当事業年度の経常費用は前事業年度比128.0%の14,280百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の経常損失は、前事業年度の197百万円に対して、1,719百万円となりました。当期純損失は、前事業年度の249百万円に対して、1,735百万円となりました。

また、生命保険会社の収益性を示す指標のひとつである基礎利益は、事業費が増加したことなどにより、前事業年度の120百万円のマイナスに対して、1,656百万円のマイナスとなりました。内訳は、危険差益2,753百万円、費差損4,395百万円、利差損14百万円です。

## ○収支の状況

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度	前事業年度比
経常収益	10,962	12,560	114.6%
保険料等収入	10,616	12,159	114.5%
資産運用収益	317	365	115.3%
その他経常収益	28	35	125.1%
経常費用	11,160	14,280	128.0%
保険金等支払金	1,891	2,535	134.0%
責任準備金等繰入額	3,684	4,070	110.5%
資産運用費用	27	1	5.7%
事業費	4,942	6,916	139.9%
営業費用	2,627	4,216	160.5%
保険事務費用	687	786	114.4%
システムその他費用	1,628	1,913	117.5%
その他経常費用	613	757	123.4%
経常損失 (△)	△197	△1,719	—
当期純損失 (△)	△249	△1,735	—
基礎利益	△120	△1,656	—

(資産、負債及び純資産の状況)

当事業年度末の総資産は、38,247百万円（前事業年度末35,541百万円）となりました。主な勘定残高として、高格付けの公社債を中心とする有価証券は、30,989百万円となりました。

負債は、責任準備金が増加したことなどから、26,474百万円（前事業年度末22,153百万円）となりました。主な勘定残高は、責任準備金24,786百万円、支払備金469百万円となりました。なお、当社は、2018年度の新契約より5年チルメル式<sup>\*1</sup>から標準責任準備金<sup>\*2</sup>へ移行しております。2018年度期初における5年チルメル式責任準備金<sup>\*1</sup>と標準責任準備金<sup>\*2</sup>との差額を、2018年度から2022年度の5事業年度にわたって解消するように積み立てており、2018年度末時点の差額は1,462百万円です。

純資産は、当期純損失を計上したため、11,773百万円（前事業年度末13,387百万円）と減少しました。

当事業年度末のソルベンシー・マージン比率は、2,085.2%（前事業年度末2,455.8%）となり、十分な支払余力を維持しております。

- \*1. 5年チルメル式とは、責任準備金の積立方式のひとつで、生命保険の契約当初から5年間は、保険料積立金の積立額を平準純保険料式より小さく積み立てる方式であり、生命保険会社は、その事業特性上、契約獲得費用を含む契約初年度の事業費が多額になる傾向にあることを考慮した積立方式です。  
また、平準純保険料式とは、保険料払込期間における事業費の想定を毎回一定額（平準）とし、責任準備金を計算する方式です。
- \*2. 標準責任準備金とは、保険会社が設定する保険料水準にかかわらず、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者保護の観点から定めた責任準備金の積立水準のことで、平準純保険料式により計算されます。

○資産、負債及び純資産の状況

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
資産	35,541	38,247
うち金銭の信託	2,567	3,114
うち有価証券	28,303	30,989
国債	8,398	8,071
地方債	1,505	1,394
社債	13,892	16,763
株式	346	363
外国証券	—	45
その他の証券	4,161	4,352
負債	22,153	26,474
うち支払備金	429	469
うち責任準備金	20,757	24,786
純資産	13,387	11,773

(ヨーロピアン・エンベディッド・バリュウ)

当事業年度末のEEV (ヨーロピアン・エンベディッド・バリュウ) は、死亡率及び発生率の前提を見直したことや新契約の獲得等により、前事業年度末比142.6%の63,378百万円となりました。なお、修正純資産は14,860百万円、保有契約の将来利益現価は48,518百万円となりました。

(単位：百万円)

	2017年度末	2018年度末	増減
EEV	44,440	63,378	18,937
修正純資産	16,012	14,860	△1,152
保有契約の将来利益現価	28,427	48,518	20,090



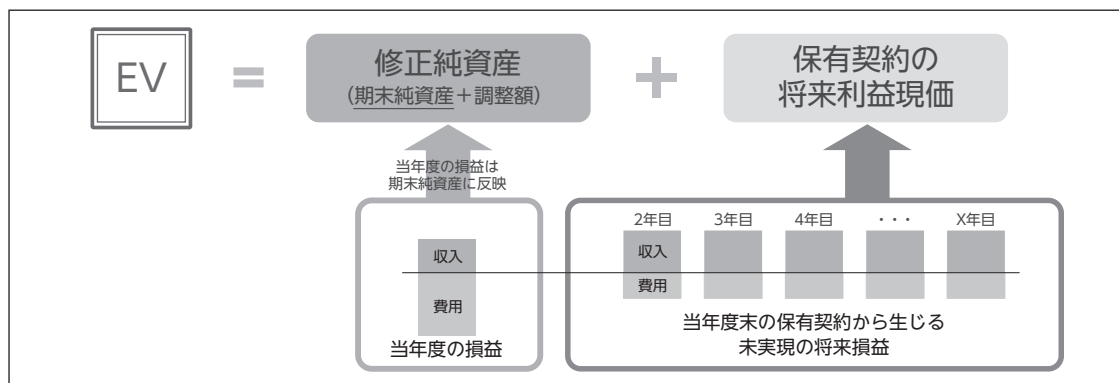
## (ご参考) EV (エンベディッド・バリュー) とは

生命保険契約は、一般的に、新規の契約獲得時に多くの費用がかかりますが、収益となる保険料を生み出す期間は長期となるため、費用と収益の発生にタイムラグが生じます。そして、現在の法定会計上の損益計算書では、費用を初年度に一括計上する一方で、収益となる保険料収入は長期にわたって計上されます。保有契約に占める新契約の割合が大きい当社は、新規の契約が増加するほど、当年度に計上される費用は増加し、当期の利益は減少する構造となっております。そのため、当社は、生命保険会社の企業価値を評価するためには、法定会計に加えて、将来の利益も含めた長期の収益性を示すEV (エンベディッド・バリュー) も考慮する必要があると考え、新経営方針の経営指標として決めました。新経営方針の詳細は26ページをご覧ください。

EV (エンベディッド・バリュー) は、「修正純資産」と「保有契約の将来利益現価」を合計した指標であり、当社が用いるEEV (ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー) は、EV (エンベディッド・バリュー) の種類のひとつです。

「修正純資産」は、期末の純資産に調整額（負債中の内部留保等）を合計して算出します。当年度の純利益がプラスの場合は、修正純資産を増加させる要因となり、マイナスの場合は、修正純資産を減少させる要因となります。

「保有契約の将来利益現価」は、現在の保有契約から生じる将来の利益を現在価値に割り引いたもので、新契約が増加すると、一般的に、保有契約の将来利益現価が増加します。



## (その他の成果)

当事業年度において、当社は次のような商品・サービスの提供に努めました。商品については、2018年4月に定期死亡保険「かぞくへの保険」をリニューアル発売しました。保険料を値下げしたことに加え、保障の選択肢も拡充することで、より幅広い層のお客さまにご加入いただけるようになりました。また、同4月に、KDDI株式会社を代理店としたホワイトレーベルの商品「auの生命ほけん」のラインナップに、新たに「auがんほけん」を加え、提供を開始しました。

サービス面では、ご契約者向けのサービスとして、2017年8月のがん保険「ダブルエール」の発売に合わせて提供を開始した「がん生活サポートサービス」を拡充しました。「がん生活サポートサービス」は、がん罹患後の日常生活の支援を目的として、パートナー企業のさまざまなサービスをお客さまにご紹介するものです。当事業年度においては、新たに「オンラインがん・生殖医療カウンセリング」「衣類・下着」「栄養補助食品」をサービスに加え、お客さまのがん罹患後のサポート体制を整えております。

スマートフォンを通じたサービスも拡充しました。2019年2月に開始した「ビジュアルIVR」は、コンタクトセンターに問い合わせされたお客さまのスマートフォン上で、最適なサービスメニューを視覚的にご案内するサービスです。「よくあるご質問」や「ご契約者さま向け各種お手続き」を掲載し、コンタクトセンターの営業時間外でも、お客さまご自身で疑問や不明点を解決することができます。また、ご相談を希望する場合は、「LINEでお問い合わせ」や「折り返し電話の予約」等の機能も利用することができます。

さらに、当事業年度は外部機関から多数の高評価を獲得しました。商品では、就業不能保険「働く人への保険2」が、「2019年オリコン顧客満足度調査<sup>\*1</sup>」を含む4つの媒体で、保険の専門家が選ぶランキングNo.1の評価を獲得しました。がん保険「ダブルエール」は、雑誌「日経トレンドィ<sup>\*2</sup>」のがん保険部門において「日経トレンドィ認定大賞」を受賞し、さらにリニューアル発売した定期死亡保険「かぞくへの保険」も、株式会社宝島社発行の雑誌<sup>\*3</sup>で第1位の評価を獲得するなど、当社の商品が多く第三者評価を得た1年となりました。

サービスでは、HDI-Japanが主催する「HDI格付けベンチマーク（生命保険業界・2018/2019）」において、当社のコンタクトセンター（電話・チャット対応）とウェブサイトが、3部門で最高評価の三つ星を獲得しました。

\*1. 株式会社 oricon ME主催「就業不能・所得補償型保険商品ランキング」

\*2. 株式会社日経BP発行の雑誌「日経トレンドィ」（2018年5月号）

\*3. 株式会社宝島社発行の雑誌「生命保険 実名ランキング!」（2018年8月）

## ② 対処すべき課題

(開業から10年間の振り返り)

当社は、2008年5月の開業当初から、インターネットチャネルを軸にして、わかりやすく、価格競争力のある商品を販売し、独自のマーケティング活動を通じて契約業績の成長を実現しました。しかしながら、インターネットを取り巻く環境の変化は目覚ましく、インターネットを利用するお客様のデバイスがパソコンからスマートフォンへと急速に移行する中で、当社のスマートフォン対応はお客様の期待に十分に答えられず、営業費用も縮小した結果、契約業績の成長スピードが一時鈍化しました。再び成長の勢いを取り戻すため、直近の中期計画（2016年度～2018年度）においては、課題であったスマートフォン対応として、ウェブサイトの改善に注力しました。また、KDDI株式会社を代理店としたホワイトレーベル商品の発売など販売チャネルの多角化に加え、積極的に商品改定や新商品の発売を行いました。こうした取組みにより事業基盤を整えた上で、積極的な営業費用の投下を行った結果、2018年度は過去最高の新契約業績の達成を実現するとともに、保有契約件数は30万件を突破しました。

2018年度を最終年度とする中期計画の経営目標は未達となりましたが、この10年間の学びとして、当社は、変化するお客様のライフスタイルに合わせて、お客様のニーズに合う商品・サービスを提供するとともに、その価値を積極的に訴求していくことが重要であると認識しました。

## (新たな経営方針)

当社は、今後も着実な成長を続け、中長期においてより高い収益力を実現するために、2018年11月に新たな経営方針を策定しました。新経営方針の骨子は以下のとおりです。

## ○新経営方針の骨子

経営理念	正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する
目指す姿	オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニー
重点領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客体験の革新</li> <li>デジタルテクノロジーを活用し、全てのサービスを質的に高め進化させる</li> <li>・販売力の強化</li> <li>積極的プロモーション及び代理店・ホワイトレーベルの拡大により、圧倒的な集客を実現する</li> </ul>
経営目標	EEV（ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー）を企業価値を表す重要な経営指標とし、早期の1,000億円到達を目指す

消費者に向けた生命保険の加入経路に関する調査<sup>\*1</sup>によると、インターネットを通じて実際に加入した人の割合は約3%に留まる一方、今後の加入意向は約12%に達しております。なお、隣接する損害保険業界におけるダイレクト自動車保険は、立ち上がりから順調に成長を続け、市場シェアは約8%と言われております<sup>\*2</sup>。このことから、当社は、今後の事業環境としてオンライン生保の成長余地は確実に存在し、今後も着実な成長可能性があるものの、現在は当社がお客さまのニーズに十分には応えられていない状況にあると認識しております。

これらの認識を受け、当社は、新たに経営理念を「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」と掲げ、オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニーを目指すこととしました。また、経営目標については、EEV（ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー）を当社の企業価値を示す重要な経営指標と位置付け、早期の1,000億円到達を目指します。

経営目標については、当社はこれまでの中期計画において、経常収益及び経常損益を掲げてきました。しかし、現行の法定会計上の損益計算書では、費用を初年度に一括して計上する一方、収益となる保険料は長期にわたって計上されることから、保有契約に占める新契約の割合が大きい当社は、新契約が成長するほど、当年度に計上される費用は増加し、利益は減少する会計構造です。そのため、当社は、将来の利益を含めた長期の収益性を示すEEV（ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー）を経営指標と決めました。招集ご通知24ページに、EV（エンベディッド・バリュー）の解説を記載しておりますので、あわせてご覧ください。

なお、2019年度以降は中期計画ではなく、2018年11月に発表した経営方針を軸にさらなる継続的な成長とより高い収益性の実現を目指します。そのためには、これまでの中期計画の学びを踏まえ、変化の早いインターネットやそれを取り巻く環境に対して、柔軟に対応することが重要であると考えております。期間を定めた計画よりも、新経営方針に基づいて、環境の変化に応じた最適な経営判断を行うことで、企業価値の向上を目指します。

当社は、中長期的な成長を可能とする基盤の強化に向けて、以下の新経営方針の重点領域を軸とした対処すべき課題に対して取り組み、企業価値のさらなる向上を目指します。

\*1. 生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」

\*2. ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社のウェブサイト「自動車保険市場と主なダイレクト保険会社のシェア」（ソニー損害保険株式会社作成）

### i) 契約業績のさらなる伸長

当社は、新経営方針の重点領域に掲げた「顧客体験の革新」及び「販売力の強化」に取り組むことで、契約業績のより一層の伸長を目指します。

まず、「顧客体験の革新」において、当社は、質の高い顧客体験を生み出すことが、お客さまに選ばれ続け、契約業績の伸長を実現するために最も重要な要素であると認識しております。そのため、商品・サービスの開発に加え、保険相談、申し込み、契約後の諸手続き、保険金等の請求といった一連のプロセスにおいても、お客さま視点を起点とした設計に取り組み、顧客体験を革新することを目指します。また、当社は、広告宣伝・コンタクトセンター・ウェブサイト・SNS・ご契約者との集いである「ふれあいフェア」など、お客さまとの全ての接点の質を継続的に高め、常にお客さまに寄り添った価値提供を行うことで、顧客満足度の最大化を図ります。特に、増加するスマートフォン経由でのお客さまとの接点においては、オンライン生保の強みを生かしたデジタルデータの分析とウェブサイトの改善による知見を積み重ね、お客さまの期待の先にある便利な生命保険をつくることを目指します。また、約20万人のご契約者が契約後も当社のサービスを身近に便利に感じられるようコミュニケーションを図ることで、顧客満足度を高め、長期にわたる信頼関係の強化に努めます。

その上で、販売力を強化し、圧倒的な集客の実現を目指します。「販売力の強化」においては、まずは主な販売チャネルであるインターネット経由の申し込みをより一層拡大するため、テレビCMを中心に継続的に広告宣伝を行うことで、ブランド力のさらなる強化を図ります。これにより、保険を検討中のお客さまに向けて当社の認知度の向上を図るとともに、将来、生命保険を検討する潜在的なお客さまに向けても、当社を想起いただける機会の増大に努めます。また、より多くのお客さまに当社の商品・サービスを提供するため、代理店チャネルやホワイトレーベル商品を活用した販売強化にも努めます。現在、KDDI株式会社を代理店として、先方の顧客基盤を活用しながら、「auの生命ほけん」の提供を行っております。引き続き、パートナー企業と協業することなどにより、新しい販売チャネルの開拓を目指します。

### ii) 事業費効率の改善

当社は、生命保険業がストックビジネスであることを活かして、スケールメリットを最大限享受できるよう事業規模を拡大するとともに、全社的に生産性向上に対する取組みを推進することで、事業費効率の改善を目指します。業務プロセスの見直しを行うことに加え、テクノロジーを活用して一部業務の自動化対応を継続して進めます。営業費用については、2019年度も新契約業績の伸長を目指して、引き続き積極的に投下をするものの、経営指標のひとつである営業費用効率を注視し、費用対効果に関するデータの収集・管理・分析を行い、投下する営業費用の効果を常に最大化できるように努めます。

経営資源の充実を図り、以上の取組みを推進することで、さらなる成長を目指す所存です。株主の皆さまにおかれましては、引き続き、温かいご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当事業年度)
年		億円	億円	億円	億円
度	個人保険	19,062	19,669	20,597	22,895
末	個人年金保険	—	—	—	—
契	団体保険	—	—	—	—
約	団体年金保険	—	—	—	—
高	その他の保険	—	—	—	—
		百万円	百万円	百万円	百万円
	保険料等収入	9,117	9,816	10,616	12,159
	資産運用収益	259	216	317	365
	保険金等支払金	1,287	1,796	1,891	2,535
	経常損失(△)	△475	△2,031	△197	△1,719
	契約者配当準備金繰入額	—	—	—	—
	当期純損失(△)	△429	△1,889	△249	△1,735
	総資産	30,317	31,934	35,541	38,247
	1株当たり当期純損失(△)	△8.75円	△37.37円	△4.87円	△33.94円

(注) 1. 2016年度の経常損失の増加は、保険業法第113条繰延資産の一括償却によるものです。当社は、保険業法第113条に基づき、開業後の2008年度から2012年度までに発生した事業費の一部を保険業法第113条繰延資産として計上し、2017年度までの均等償却を予定しておりましたが、2016年度に当繰延資産を一括償却しました。なお、保険業法第113条繰延資産の償却費を考慮する前の経常損益の推移は、以下のとおりです。

(参考) 保険業法第113条繰延資産 考慮前経常損益	584	88	—	—
-------------------------------	-----	----	---	---

2. 2018年度の経常損失の増加は、好調な新契約業績が続く環境において、さらなる事業規模の拡大を目的に実施した営業費用の積極的な投下によるものです。

(3) 支店等及び代理店の状況

当社は、インターネットを主な販売チャネルとすることにより、主要な拠点を東京都千代田区の本社のみとし、支店等を設置していません。

当社の代理店の状況は、以下のとおりです。

(単位：店)

区 分	前事業年度末	当事業年度末	当事業年度増減
代理店	21	32	11
海外代理店	-	-	-
計	21	32	11

(4) 使用人の状況

(2019年3月31日現在)

区 分	前事業年度末	当 年 事 業 末	当事業年度増減	当事業年度末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	151名	146名	△5名	39.2歳	4.7年	547.4千円
営業職員	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 内務職員146名のうち、男性は73名、女性は73名です。

2. 使用人の状況には、契約社員及び他社からの出向者を含み、派遣社員及び当社からの出向者を含んでおりません。

3. 派遣社員の平均雇用人員は55名です。

4. 平均給与月額は、税込定例給与であり、賞与及び時間外手当を含んでおりません。

(5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(7) 設備投資の状況

① 当事業年度における設備投資の総額

設備投資の主な内容は、保険申し込みフローの改修に係るシステム費用です。

(単位：百万円)

設備投資の総額	249
---------	-----

② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社等の状況

該当事項はありません。

③ 重要な業務提携の概況

当社は、2015年4月にKDDI株式会社と業務提携契約を締結しております。両社で業務推進委員会を設置しており、今後も引き続き、それぞれの顧客基盤・ブランド・事業ノウハウ等を融合し、両社の強みを活かした商品・サービスを共同で提供してまいります。

また、2013年4月に、Swiss Reグループの再保険会社であるSwiss Reinsurance Company Ltd (以下「Swiss Re社」) が当社の主要株主となるとともに、当社はSwiss Re社と業務提携契約を締結しました。2017年3月に、Swiss Reグループ内における当社株式の所有会社の変更により、当社の主要株主はSwiss Re社からSwiss Re Life Capital Ltd (以下「SRLC社」) へ異動するとともに、業務提携契約もSRLC社と締結しました。引き続き、両社の業務拡大に資する提携施策に取り組んでまいります。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の内訳

(2019年3月31日現在)

ふりがな 氏名	役職及び担当	重要な兼職の状況
いわせ 大輔 岩瀬 大輔	取締役会長	AIA Group Limited, Group Chief Digital Officer
もり 亮介 森 亮介	代表取締役社長	—
にし 政之 西 田 政之	取締役副社長 CHRO (チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー)	—
はっ 田 暲 八 田 暲	常務取締役 執行役員 CCO (チーフ・コンプライアンス・オフィサー) CISO (チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー)	—
さかさ 井 幹 則 逆 井 幹 則	常務取締役 執行役員 コーポレート本部長	—
こ 庭 康 宏 木 庭 康 宏	取締役 執行役員 経営戦略本部長	—
しの 塚 英 子 篠 塚 英 子	取締役 (社外役員)	日本証券金融株式会社 社外取締役 株式会社 小松製作所 社外監査役
たか 谷 正 伸 高 谷 正 伸	取締役 (社外役員)	—
みず 越 豊 水 越 豊	取締役 (社外役員)	ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー アサガミ株式会社 社外取締役 株式会社カプコン 社外取締役
かつ 木 朋 彦 勝 木 朋 彦	取締役 (社外役員)	KDDI株式会社 ライフデザイン事業本部金融・コマース本部長 au損害保険株式会社 社外取締役 KDDI Reinsurance Corporation, President
い 佐 誠 次 郎 伊 佐 誠 次 郎	常勤監査役	あすかアセットマネジメント株式会社 社外監査役
み 見 泰 治 伏 見 泰 治	監査役 (社外役員)	ツネイシホールディングス株式会社 特別顧問 株式会社乃村工藝社 社外監査役
ます 田 健 一 増 田 健 一	監査役 (社外役員)	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー 株式会社ブリヂストン 社外取締役 あすかコーポレートアドバイザー株式会社 社外監査役 株式会社マーキュリアインベストメント 社外監査役
かわ 相 ただす 河 相 ただす	監査役 (社外役員)	—

(注) 1. 2018年6月24日付けで、以下のとおり、取締役の役職及び担当を変更しました。

氏名	役職及び担当 (変更前)	役職及び担当 (変更後)
岩 瀬 大 輔	代表取締役社長	取締役会長
森 亮 介	取締役 執行役員 営業本部長	代表取締役社長

2. 取締役会長岩瀬大輔氏は、2018年7月1日付けで、AIA Group LimitedのGroup Chief Digital Officerに就任しました。
3. 取締役副社長西田政之氏は、2018年6月24日付けで、CHRO (チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー) に就任しました。
4. 常務取締役逆井幹則氏は、2018年6月24日開催の第12回定時株主総会において取締役に新たに選任され、就任しました。
5. 取締役水越豊氏は、2018年6月11日付けで、株式会社カプコンの社外取締役に就任しました。
6. 取締役勝木朋彦氏は、2019年3月31日付けで、KDDI株式会社のライフデザイン事業本部金融・コマース本部長、au損害保険株式会社の社外取締役、KDDI Reinsurance CorporationのPresidentを退任しました。また、2019年4月1日付けで、auフィナンシャルホールディングス株式会社の代表取締役社長、株式会社じぶん銀行の取締役 (非常勤) に就任しました。
7. 監査役伏見泰治氏は、2018年5月24日付けで、株式会社乃村工藝社の社外監査役に就任しました。
8. 監査役伏見泰治氏は、会社経営及び金融に関する豊富な経験と高い見識を有しております。監査役河相董氏は、会社経営及び財務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。
9. 社外取締役である篠塚英子、高谷正伸及び水越豊の各氏並びに社外監査役である伏見泰治、増田健一及び河相董の各氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
10. 当社は、執行役員制度を導入しております。2019年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。

氏名	役 職 及 び 担 当
片 田 薫	執行役員 お客さまサービス本部長
岸 本 巖	執行役員 【担当】 データサイエンス推進室
近 藤 良 祐	執行役員 営業本部長
馬 場 宏 司	執行役員 システム戦略本部長

なお、山崎隆博氏、成相衆治氏、馬場宏司氏の3名は、当事業年度に執行役員を退任しました。

11. 当事業年度後の2019年4月1日付けで、以下のとおり、執行役員を新たに選任しました。

氏名	役 職 及 び 担 当
馬 場 靖 介	執行役員 システム戦略本部長

## (2) 会社役員に対する報酬等

当社は、役員を選任及び役員報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図るため、3名の独立社外取締役及び代表取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しております。各取締役の報酬額については、指名・報酬委員会において審議の上、決定しております。

区 分	支給人数	報酬等	その他
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	13,550万円 (1,500万円)	取締役の報酬限度額は、2018年6月24日開催の第12回定時株主総会において年額18,000万円以内と決議されております。
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	3,500万円 (1,500万円)	監査役の報酬限度額は、2012年6月24日開催の第6回定時株主総会において年額4,000万円以内と決議されております。
合 計	13名	17,050万円	

(注) 取締役の支給人数及び報酬等の額には、無報酬の社外取締役1名を含んでおりません。

## (3) 責任限定契約

当社は以下のとおり、業務執行取締役等である者を除く取締役及び監査役と責任限定契約を締結しております。

氏 名	責任限定契約の内容の概要
篠塚英子	在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を加えた場合において、非業務執行取締役等が職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限として、損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える額については、会社は非業務執行取締役等の損害賠償責任を免除する。
高谷正伸	
水越豊	
勝木朋彦	
伊佐誠次郎	
伏見泰治	
増田健一	
河相董	

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

(2019年3月31日現在)

氏名	重要な兼職その他の状況
篠塚英子	日本証券金融株式会社社外取締役及び株式会社小松製作所社外監査役を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
高谷正伸	—
水越豊	ポス トン コンサルティ ング グループ シニア ・ アドバイザー、アサガミ株式会社社外取締役及び株式会社カプコン社外取締役を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
勝木朋彦	KDDI株式会社ライフデザイン事業本部金融・コマース本部長、au損害保険株式会社社外取締役及びKDDI Reinsurance CorporationのPresidentを兼職しております。KDDI株式会社は、当社の主要株主かつ筆頭株主であり、当社のその他の関係会社です。当社は、同社と業務提携契約を締結しております。また、当社は、当事業年度において同社との間に、保険販売に関する代理店手数料等の取引があります。さらに当社は、当事業年度においてKDDI Reinsurance Corporationとの間に、再保険契約に係る取引があります。その他の兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
伏見泰治	ツネイシホールディングス株式会社特別顧問及び株式会社乃村工藝社社外監査役を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
増田健一	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー、株式会社ブリヂストン社外取締役、あすかコーポレートアドバイザー株式会社社外監査役及び株式会社マーキュリアインベストメント社外監査役を兼職しております。当社は、株式会社ブリヂストンが発行した社債を資産運用目的で市場から購入し保有しております。株式会社マーキュリアインベストメントは、当社株式の1.15%を保有する株主であり、株式会社マーキュリアインベストメントが運営するファンドであるあすかDBJ投資事業有限責任組合は、当社株式の5.75%を保有する株主です。その他の兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
河相董	—

(注) 1. 取締役水越豊氏は、2018年6月11日付けで、株式会社カプコンの社外取締役に就任しました。

2. 取締役勝木朋彦氏は、2019年3月31日付けで、KDDI株式会社のライフデザイン事業本部金融・コマース本部長、au損害保険株式会社の社外取締役及びKDDI Reinsurance CorporationのPresidentを退任しました。また、2019年4月1日付けで、auフィナンシャルホールディングス株式会社の代表取締役社長及び株式会社じぶん銀行の取締役（非常勤）に就任しました。

3. 監査役伏見泰治氏は、2018年5月24日付けで、株式会社乃村工藝社の社外監査役に就任しました。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
篠塚英子	2年10ヶ月	取締役会15回中15回出席	経済、労働及び法律に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、当社任意の指名・報酬委員会の委員を務めました（5回中5回出席）。
高谷正伸	2年10ヶ月	取締役会15回中15回出席	金融及び会社経営に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、当社任意の指名・報酬委員会の委員を務めました（5回中5回出席）。
水越豊	2年10ヶ月	取締役会15回中14回出席	コンサルティングファームにおける会社経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、当社任意の指名・報酬委員会の委員長を務めました（5回中5回出席）。
勝木朋彦	3年10ヶ月	取締役会15回中12回出席	KDDI株式会社における新規ビジネス及び金融ビジネスの豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
伏見泰治	12年6ヶ月	取締役会15回中14回出席 監査役会14回中13回出席	会社経営及び金融に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
増田健一	11年11ヶ月	取締役会15回中15回出席 監査役会14回中14回出席	弁護士として、企業法務に関する専門性に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
河相董	11年11ヶ月	取締役会15回中15回出席 監査役会14回中14回出席	会社経営及び財務に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

## (3) 社外役員に対する報酬等

区分	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6名	3,000万円	—

(注) 支給人数及び報酬等の額には、無報酬の社外取締役1名を含んでおりません。

## (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4. 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 100,000,000株

発行済株式総数 51,145,000株

(2) 当事業年度末株主数 6,171名

(3) 大株主（上位10名）

(2019年3月31日現在)

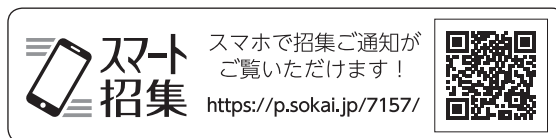
株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
KDDI株式会社	12,800,000	25.02
JP MORGAN CHASE BANK 380742	5,683,900	11.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,352,000	6.55
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	3,250,000	6.35
あすかDBJ投資事業有限責任組合	2,944,400	5.75
立花証券株式会社	2,198,500	4.29
MAMORU TANIYA	2,147,700	4.19
GOVERNMENT OF NORWAY	2,043,100	3.99
BNYMSANV RE BNYMIL RE LF RUFFER JAPANESE FUND	1,581,800	3.09
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	1,411,600	2.75

(注) Swiss Re Life Capital Ltdから、2017年3月21日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2017年3月17日時点で、5,683,900株を取得した旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載に基づき、「(3)大株主（上位10名）」には名称を記載していません。

5. 新株予約権等に関する事項
6. 会計監査人に関する事項
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
8. 業務の適正を確保するための体制
9. 特定完全子会社に関する事項
10. 親会社等との間の取引に関する事項
11. 会計参与に関する事項

以上の5から11までの事項等は、法令及び定款の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイトの株主総会ページ (<https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/stock/meeting.html>) の「第13回定時株主総会招集ご通知に関するインターネット開示情報」に掲載しております。

また、インターネット開示情報を含む招集ご通知は、以下のURL (<https://p.sokai.jp/7157/>) 又はQRコードから、スマートフォンでもご覧いただけます。



## 12. その他

当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項の決定機関を取締役会とすることができる旨を定款に規定しております。

当社は、累積損失を計上していることに加え、中長期の収益性の向上を目指して成長基盤の強化を優先することから、現時点での剰余金の配当に関する具体的な実施時期等は未定です。今後も、認知度向上、新しい商品・サービスの開発等の成長施策、システム投資等に調達資金を有効活用し、事業の拡大と利益の創出を目指すとともに、将来的には、剰余金の配当を含めた株主還元策の実施を検討することとしております。

## 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,192	保険契約準備金	25,256
預貯金	1,192	支払備金	469
買入金銭債権	999	責任準備金	24,786
金銭の信託	3,114	代理店借	72
有価証券	30,989	再保険借	160
国債	8,071	その他負債	707
地方債	1,394	未払法人税等	1
社債	16,763	未払金	37
株式	363	未払費用	594
外国証券	45	預り金	13
その他の証券	4,352	リース債務	16
有形固定資産	99	資産除去債務	33
建物	16	仮受金	9
リース資産	19	特別法上の準備金	42
その他の有形固定資産	62	価格変動準備金	42
無形固定資産	629	繰延税金負債	233
ソフトウェア	553	<b>負債の部合計</b>	<b>26,474</b>
ソフトウェア仮勘定	70	(純資産の部)	
リース資産	5	資本金	12,136
代理店貸	7	資本剰余金	12,136
再保険貸	69	資本準備金	12,136
その他資産	1,146	利益剰余金	△13,101
未収金	955	その他利益剰余金	△13,101
前払費用	72	繰越利益剰余金	△13,101
未収収益	44	株主資本合計	11,172
預託金	73	その他有価証券評価差額金	600
仮払金	1	評価・換算差額等合計	600
		<b>純資産の部合計</b>	<b>11,773</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>38,247</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>38,247</b>



## 損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>12,560</b>
保険料等収入	12,159
保険料	11,845
再保険収入	313
資産運用収益	365
利息及び配当金等収入	230
預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	230
その他利息配当金	0
金銭の信託運用益	36
有価証券売却益	98
その他経常収益	35
その他の経常収益	35
<b>経常費用</b>	<b>14,280</b>
保険金等支払金	2,535
保険金	1,353
給付金	701
その他返戻金	0
再保険料	480
責任準備金等繰入額	4,070
支払備金繰入額	40
責任準備金繰入額	4,029
資産運用費用	1
支払利息	0
その他運用費用	1
事業費	6,916
その他経常費用	757
税金	503
減価償却費	251
その他の経常費用	1
<b>経常損失 (△)</b>	<b>△1,719</b>
特別損失	11
特別法上の準備金繰入額	11
価格変動準備金繰入額	11
<b>税引前当期純損失 (△)</b>	<b>△1,731</b>
法人税及び住民税	4
<b>法人税等合計</b>	<b>4</b>
<b>当期純損失 (△)</b>	<b>△1,735</b>

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

ライフネット生命保険株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 平 栗 郁 朗 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森 本 洋 平 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ライフネット生命保険株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

ライフネット生命保険株式会社 監査役会

常勤監査役 伊 佐 誠次郎 ㊟

社外監査役 伏 見 泰 治 ㊟

社外監査役 増 田 健 一 ㊟

社外監査役 河 相 董 ㊟

以 上

# 株主・投資家情報ウェブサイトのご案内

株主及び投資家の皆さまに、当社をより深くご理解いただけるよう、株主・投資家情報ウェブサイトにて事業内容や決算説明会の動画を含む最新のIR資料等を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。（2019年5月13日現在）

ライフネット生命 IR  <https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/>



## IRメール配信のご登録

ニュースリリースや決算情報の開示などIRに関連する情報をご登録のメールアドレスに配信します。  
QRコード\*読み取り機能のあるモバイル機器をお持ちの方はこちらからアクセスできます。



## はじめてのライフネット生命

ライフネット生命をご理解いただくためのポイントをわかりやすくご紹介しています。



## IRよくあるご質問

株主の皆さまより日々お寄せいただく質問に対して、社長の森、取締役の木庭がお答えしています。



\*「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以下の情報をご覧ください。

1	2	3	4	5
<b>会社情報</b>	<b>強み・戦略</b>	<b>業績・財務</b>	<b>IRライブラリー</b>	<b>株式情報</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会社概要</li> <li>● マニフェスト</li> <li>● 経営陣</li> <li>● ガバナンス</li> <li>● 沿革</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業界動向</li> <li>● 当社の強み</li> <li>● 経営方針</li> <li>● 対処すべき課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財務ハイライト</li> <li>● 保有契約件数</li> <li>● 月次業績速報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 決算発表資料</li> <li>● エンベディッド・バリュー</li> <li>● 有価証券報告書</li> <li>● ディスクロージャー誌</li> <li>● IR資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式の概要</li> <li>● 株価</li> <li>● 株主総会</li> <li>● 配当</li> <li>● 定款・株式取扱規則</li> </ul>

# ライフネットの生命保険マニフェスト

「正直に わかりやすく、安くて、便利に。」

## 1 私たちの行動指針

- (1) 私たちは、生命保険の未来をつくる。生命保険は生活者の「ころばぬ先の杖がほしい」という希望から生まれてきたという原点を忘れずに。
- (2) 私たちは、お客さまの声に耳を傾け、お客さまに何が必要かを常に考え行動する。
- (3) 私たちは、自分たちの友人や家族に自信をもってすすめられる商品・サービスだけを届ける。
- (4) 顔の見える会社にする。私たちは、経営のこと、商品のこと、社員のこと、どんな会社なのか、正直に伝える。
- (5) 私たちは、多様性を尊重し、協力しあうことで、変化に対応しつづける。100年後もお客さまに安心を届けられる会社であるために。
- (6) 私たちは、常に誠実に行動する。コンプライアンスを遵守し、倫理を大切にします。

## 3 生命保険料を、安くする

- (1) 私たちは、保障内容を過剰にしない。必要な備えを、適正な生命保険料で提案する。
- (2) 私たちは、よい商品を安く提供するための工夫を怠らない。
- (3) 私たちは、生命保険料を抑え、その分をお客さまの人生の楽しみに使ってほしいと考える。

お客さま一人ひとりの生き方を  
応援する企業でありたい。

そのために、これからも挑戦を続けます。

## 2 生命保険を、もっと、わかりやすく

- (1) 私たちは、「生命保険がわかる」情報を提供する。お客さまが自分にあった保障を納得して、選べるように。
- (2) 私たちは、誰もが読んで理解できる「約款」（保険契約書）をつくる。
- (3) 私たちは、お申し込みだけでなく、保険金・給付金を請求するときにこそ、わかりやすいと思ってもらえる商品やサービスを届ける。

## 4 生命保険を、もっと、便利に

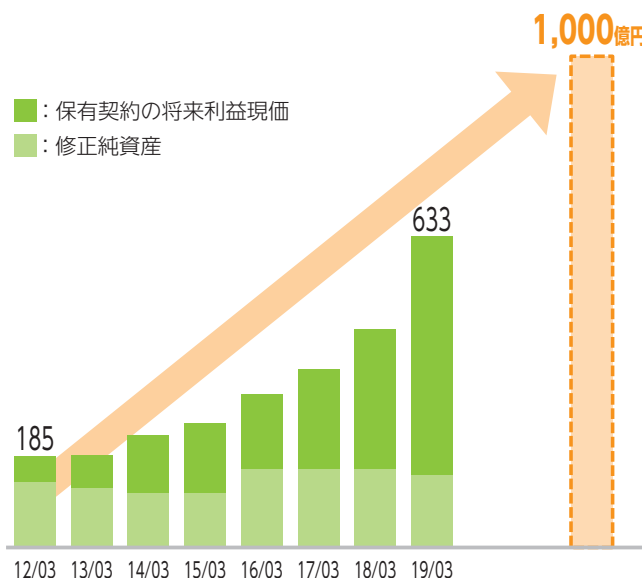
- (1) 私たちは、ご契約の検討から保険金・給付金の受け取りまで、あらゆる場面でお客さまの便利を追求する。
- (2) 私たちは、私たちの考えに共鳴してくれたパートナーと協力して、お客さまに商品やサービスを届ける手段を増やす。
- (3) 私たちは、生命保険の枠を超えて、「生きていく」ことを支える情報とサービスに触れる機会を増やす。
- (4) 私たちは、お客さまの期待の先にある「便利な生命保険」を通して、次の時代の当たり前をつくる。

ライフネット生命保険株式会社

## 新たな経営方針を策定

経営理念	正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する
目指す姿	オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニー
重点領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客体験の革新 デジタルテクノロジーを活用し、全てのサービスを質的に高め進化させる</li> <li>販売力の強化 積極的プロモーション及び代理店・ホワイトレーベルの拡大により、圧倒的な集客を実現する</li> </ul>
経営目標	EEV(ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー)を企業価値を表す重要な経営指標とし、早期の1,000億円到達を目指す

### ■ 契約業績の成長で早期にEEV1,000億円へ



### 新たな経営目標の概要

新契約の獲得から利益の実現までに時間がかかる保険会社の事業特性を考慮し、未実現の将来利益を加味した企業価値を表す指標がEV（エンベディッド・バリュー）で、EVは「修正純資産」と「保有契約の将来利益現価」を合計した指標です。

当社は、EVの一種であるEEV（ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー）を採用しており、契約業績及びEEVの成長により、持続的な企業価値の向上を目指します。

詳細については、24ページをご参照ください。

# 会場ご案内図

会場

## 日経ホール

東京都千代田区大手町一丁目3番7号  
日経ビル3階



### 交通案内 地下鉄「大手町駅」C2b出口直結

- 東京メトロ
- 千代田線「大手町駅」神田橋方面改札より徒歩約2分
  - 丸の内線「大手町駅」サンケイ前交差点方面改札より徒歩約5分
  - 半蔵門線「大手町駅」大手町方面改札より徒歩約5分
  - 東西線「大手町駅」中央改札より徒歩約9分  
「竹橋駅」4番出口より徒歩約2分
- 都営地下鉄
- 三田線「大手町駅」大手町方面改札より徒歩約6分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンでご案内します。



ライフネット生命保険株式会社

(証券コード：7157)



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。





# 第 13 回定時株主総会招集ご通知に関する インターネット開示情報

(2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで)

## 事業報告

5. 新株予約権等に関する事項	1
6. 会計監査人に関する事項	1
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針	2
8. 業務の適正を確保するための体制	2
9. 特定完全子会社に関する事項	6
10. 親会社等との間の取引に関する事項	6
11. 会計参与に関する事項	6

## 計算書類

株主資本等変動計算書	7
個別注記表	8

# ライフネット生命保険株式会社

事業報告の「5.新株予約権等に関する事項」「6.会計監査人に関する事項」「7.財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「8.業務の適正を確保するための体制」「9.特定完全子会社に関する事項」「10.親会社等との間の取引に関する事項」及び「11.会計参与に関する事項」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイト(<https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされます。

## 5. 新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

区分	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役 (社外役員を除く)	第4回新株予約権 発行日：2012年1月27日 新株予約権の数：12,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数： 当社普通株式 12,000株（新株予約権1個につき1株） 発行価額：無償 権利行使時の1株当たり払込金額：1,000円 権利行使期間：2014年1月27日～2022年1月25日	1名

(注) 社外取締役及び監査役は、新株予約権を有していません。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 平栗 郁朗 森本 洋平	25百万円	監査役会は、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注) 1. 会計監査人との監査契約において、会社法上の監査及び金融商品取引法上の監査の報酬等の額を明確に区分していないため、当該事業年度に係る報酬等には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は25百万円です。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反する懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他監査品質、品質管理が適格性、独立性を欠く等、適正・適切な監査を遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定します。

取締役会は、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出します。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容及び運用状況の概要は以下のとおりです。

当社は、内部統制システムに関して、次のとおり、適切な業務運営を目的とした体制を整備するものとする。この基本方針に基づき、内部統制システムの整備及び運用状況の評価と改善を継続的に実施するとともに、この基本方針について必要に応じて改定を行い、法令及び定款に適合した業務の適正性の確保を実現する。

### 1. 業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令等遵守に関する基本方針に基づき、コンプライアンス委員会の場を活用するなどして、当社の役員・社員がこの行動規範に則り事業活動のすべての局面においてコンプライアンス（法令遵守）を最優先するよう周知徹底を図る。
- ② 当社は、コンプライアンスを統括する部門（法務部）を設置するとともに、当社のコンプライアンス推進のための重要事項について専門的な見地または全社横断的な見地から助言を行うコンプライアンス委員会を設置する。
- ③ 当社は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを設け、チーフ・コンプライアンス・オフィサーには取締役を充てることができる。
- ④ 当社は、コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員・社員が遵守すべき法令及び社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの継続的な周知徹底を図る。
- ⑤ 当社は、法令または規程等の違反が生じた場合の報告体制を整備し、問題点の把握及びコンプライアンス体制の改善のために必要な対応を行う。
- ⑥ 当社は、法令・定款違反等を未然に防止するため、内部通報制度を適切に運用する。
- ⑦ 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、経験に富む専任の部長を配置して、実効性のある内部監査を実施する。
- ⑧ 当社は、当社の役員・社員の法令・定款違反等の行為については、適正に処分を行う。

#### (2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令及び当社の文書管理規程等に従い適切に保存及び管理を行う。

#### (3) 反社会的勢力への対応に関する体制

当社は、反社会的勢力への対応に関する基本方針に基づき、人事総務部を主管部門とし、警察等関係機関とも連携して、反社会的勢力に対して断固たる姿勢で臨む。

#### (4) システムリスクを含むリスク管理に関する体制

当社は、リスク管理に関する基本方針等に基づき、事業遂行に関わるリスクについて、総合的なリスク管理を統括するリスク管理部を設置するとともに、リスク・カテゴリー毎に責任者ならびに主管部門を定めて適切な管理を行う。また、リスク管理委員会を設けて、専門的な見地または全社横断的な見地からリスク管理の適切性を担保する。

- (5) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役及び執行役員の職務分掌を定め、各取締役及び執行役員が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を取締役及び執行役員に委譲している。各取締役及び執行役員は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて会社全体としての経営目標の達成に努める。
  - ② 当社は、経営方針を明確化し、中長期計画において経営目標を具体化するとともに、予算管理規程等に基づき、年間、四半期及び月別予算管理により業務遂行の進捗管理を行って経営資源の最適活用を図る。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合に関する体制
- ① 当社は、法令及び監査役会規則等に従い、監査役の監査業務を補助するため、監査役会事務局を設置する。監査役会事務局には、監査業務を補助するのに必要な知識・能力を具備した社員（以下「補助社員」という）を、監査役の求めに応じて、必要数配置する。
  - ② 法令及び監査役会規則等に従い、補助社員は、監査役の監査業務を補助するための業務（以下「補助業務」という）については、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。補助業務における補助社員の任命・異動、人事評価及び懲戒等については監査役の意見を尊重する。
  - ③ 法令及び監査役会規則等に従い、監査役は、取締役会長、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に意見交換する場を設け、必要に応じ、補助社員を同行させることを求めることができる。監査役は、内部監査部門と定期的に内部監査結果について意見交換することで、緊密な連携を図るものとし、必要に応じ、補助社員を同行させることを求めることができる。
- (7) 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役会規則等に基づき、取締役、保険計理人及び社員は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、適宜監査役に対する報告を行うとともに、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制
- 当社は、前項の報告をした者が、不利な取り扱いを受けることがなく、また、懲戒その他の不利益処分の対象となることがないことを企業倫理と業務運営に関する規程に定める。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、法令及び監査役会規則等に従い、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、これに応じる。
- (10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 法令及び監査役会規則等に従い、監査役は、社内のすべての重要な会議に随時出席できるものとする。また、取締役会長及び代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換を行い、監査部は監査役職務の執行に協力する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコンプライアンス体制については、当事業年度は、コンプライアンス委員会を4回開催し、同委員会にて法令遵守における内部管理体制を確認するとともに、その概要を取締役に報告しております。役員及び社員に対しては、テーマ別や階層別の研修を通して、法令及び社内ルール等に対する意識浸透を図っております。また、改善が必要な課題や問題が発生した場合には、調査を実施した上で、発生原因の分析及び再発防止策の提案を行い、必要に応じて再発防止策のフォローアップを行うといった一連の体制を整えております。さらに、内部通報制度においては、内部通報規則を策定し、外部の専門家を通報窓口として定め、外部の専門家と進捗状況の連携を図るとともに、問題が発生した場合の再発防止策などの対応の結果は、コンプライアンス委員会及び取締役会で報告する体制を整えております。

内部監査においては、内部監査に関する基本方針に則り、取締役会の承認を受けた実施計画に基づいて、業務監査等を実施しております。

リスク管理体制については、当事業年度は、リスク管理委員会を4回開催し、統合的リスク管理及び個別リスク管理に関連する取組み及びモニタリング結果の報告を行うとともに、その概要を取締役に報告しております。統合的リスク管理の取組みとして、策定したロードマップに基づき、体制の高度化を進めております。また、個別リスク管理の取組みとして、リスクモニタリング手法の高度化や情報セキュリティに対する意識の向上を目的とした研修及び訓練を継続的に実施しております。

取締役及び執行役員による効率的な職務執行体制については、それぞれの責任と権限を取締役会規則及び職務権限規程で明確化し、取締役会によって選任された執行役員は、原則として週1回開催する執行役員会において業務執行に関する報告及び協議を行っております。また、経営方針を策定することによって経営目標・経営指標を明確化するとともに、定期的に予算及び業務の進捗管理の分析を行い、経営資源の最適化を図っております。

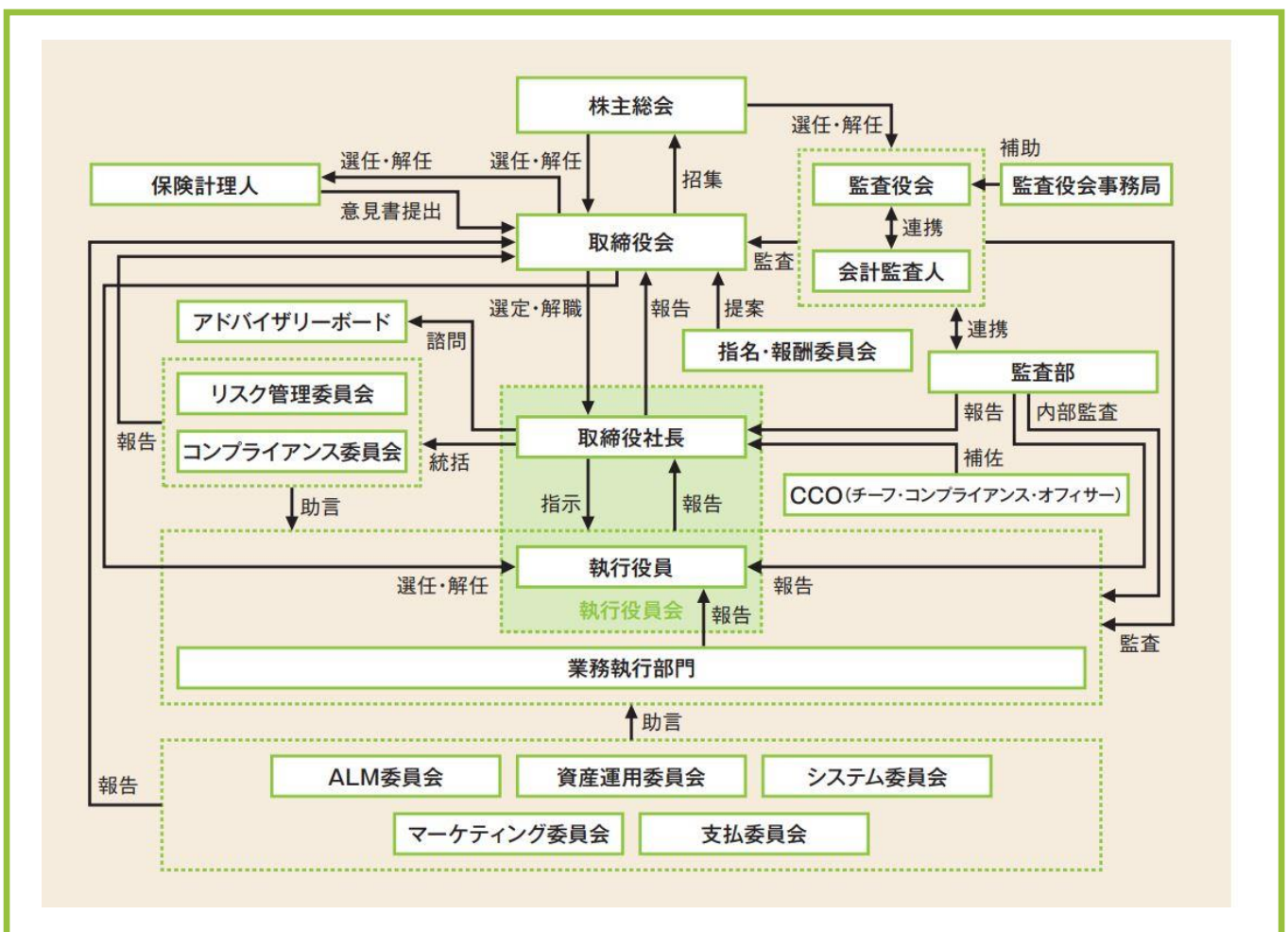
監査役による監査体制については、監査役会規則に則り監査役会事務局を設置し、監査役の指揮命令の下、監査役の職務を補助する体制を整えております。また、監査役は、それぞれ代表取締役及び会計監査人と定期的な協議及び意見交換を行うとともに、内部監査部門とも緊密に連携しております。当事業年度は、監査役は、内部監査結果に関して、内部監査部門と定期的に意見交換を行いました。さらに、監査役の求めに応じて、取締役及び社員が、「経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等に関する報告」及び「職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した際の報告」を、適宜、監査役に対して行うための体制を整えております。加えて、これらを報告した取締役及び社員が不利益な取扱いを受けないことを法令等遵守に関する基本方針において、明示的に定めております。

### 3. コーポレート・ガバナンス体制図（2019年3月31日現在）

当社は、経営理念を「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」と掲げ、高い社会性・公共性を有する生命保険会社として、経営の透明性の確保と、経営組織体制の監督及び実効性を高めることによるコーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、持続的な企業価値向上の実現を目指しております。

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。取締役会は、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っており、経営監視機能及び業務執行の監督の客観性及び中立性を高める目的において、相当数を社外取締役としております。業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会は、取締役の職務執行を監督し、取締役会の監督義務の履行状況について監査を行っております。また、取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や役員報酬の制度設計等を目的に、委員長を独立社外取締役、委員の過半数を独立社外取締役とした任意の指名・報酬委員会を設置しております。さらに、経営の意思決定・監督と業務執行を分離し意思決定機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

なお、当社は、東京証券取引所マザーズに上場しているため開示義務はありませんが、情報開示の充実を図るため、コーポレートガバナンス・コードが、特定の事項を開示すべきとしている原則への対応状況を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示しております。



## **9. 特定完全子会社に関する事項**

該当事項はありません。

## **10. 親会社等との間の取引に関する事項**

該当事項はありません。

## **11. 会計参与に関する事項**

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

〔 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	12,136	12,136	12,136	△11,365	△11,365	12,907	480	480	13,387
当期変動額									
当期純損失 (△)				△1,735	△1,735	△1,735			△1,735
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							120	120	120
当期変動額合計	—	—	—	△1,735	△1,735	△1,735	120	120	△1,614
当期末残高	12,136	12,136	12,136	△13,101	△13,101	11,172	600	600	11,773



## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)

(1)満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法(定額法)を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

その他の有形固定資産 5～10年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用ソフトウェアは、利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行うこととしております。

なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当事業年度末において貸倒引当金の計上はしていません。

(2) 価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場により円換算しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、以下の方式により計算しております。

① 2018 年 3 月 31 日までに締結する保険契約

保険業法施行規則第 69 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて 5 年チルメル式により計算しております。

② 2018 年 4 月 1 日以降に締結する保険契約

平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める方式により計算しております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用しております。

この結果、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第 3 項から第 5 項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注 8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注 9)に記載された内容を追加しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、346 百万円であります。
2. 関係会社に対する金銭債権の総額は 5 百万円、金銭債務の総額は 55 百万円であります。
3. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金(以下、「出再支払備金」という。)の金額は 28 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下、「出再責任準備金」という。)の金額は 188 百万円であります。

4. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、115 百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 87 百万円、その他の証券 10 百万円であります。
2. 関係会社との取引による収益の総額は、33 百万円、費用の総額は、425 百万円であります。
3. 当事業年度の支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は 0 百万円であります。  
また、当事業年度の責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 63 百万円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	51,145,000	—	—	51,145,000
合計	51,145,000	—	—	51,145,000
自己株式 普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末 残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
新株予約権						
ストック・オプション としての新株予約権						—
合計						—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主としてサーバー等事務機器であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2)リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

生命保険業を営む当社にとって、将来の保険金及び給付金等の支払いに備えるため保険料積立金(責任準備金の一部)として蓄積された資金を様々な金融商品によって効率的に運用する業務は、保険業務(保険の販売・引受・維持管理等)と並ぶ固有の業務であります。なぜなら、契約者の皆さまからいただく生命保険料は予定利率という形で資金の運用をその計算基礎の中に織り込んでいるためであります。

そのため、現時点では、国債等の高格付けの円建て公社債中心の安全運用を行いつつ、元本及び予定利息を確保することを意図した運用を実施しております。また、資本業務提携等の政策保有目的で、公開企業、及び、シナジー効果が見込めるベンチャー企業を含む非公開企業等の株式を保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

生命保険会社の資産運用に係るリスクとしては、①市場リスク、②信用リスク、③不動産投資リスクに大別されます。また、①市場リスクについては、(a)金利リスク、(b)価格変動リスク、(c)為替リスクに細分化されます。

当社が保有する金融商品は主として国内および海外の公社債、株式、投資信託であり、当社が考慮すべきリスクは、上記のリスクのうち、①(a)金利リスク、(b)価格変動リスク、(c)為替リスク、②信用リスクとなります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効と考えており、関係役職員で構成されるリスク管理委員会(リスク管理全般を所管)を設けております。加えて、ALM委員会、資産運用委員会を定期的開催し金融商品に係る各種リスクの把握に努めております。

①市場リスクの管理

(a)金利リスクの管理

通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行うALM(Asset Liability Management:資産負債の総合管理)の考え方にに基づき資産運用を行っております。しかし、当社は、掛け捨て及び保障性の商品を中心に扱っているため、資産と負債の金利のミスマッチを要因として損失を被るリスクが当社へ与える影響は限定的であります。このた

め、リスク管理部において、資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等を行うことで、金利リスクが当社に与える影響をモニタリングしております。

(b) 価格変動リスクの管理

当社は、取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針において、バリュート・アット・リスク等を用いたリスク・リミットを定め、リスク管理部が定期的にリスク・リミットを超えていないことを検証し、取締役会等へ報告しております。

(c) 為替リスクの管理

当社は、外貨建て債券等へ投資しており、これらの為替リスクを負っております。当社は、資産運用リスク管理規程に基づき、リスク管理部が定期的にバリュート・アット・リスク等のリスク・リミットに為替リスクも1つの要因として含め、総合的な資産運用リスクの管理を行い、取締役会等へ報告しております。

② 信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、取締役会が定めるリスク・リミットに基づき、リスク管理部において、格付等の信用情報や時価等の把握を定期的に行うことで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	1,192	1,192	—
(2) 買入金銭債権	999	999	△0
(3) 金銭の信託	3,114	3,114	—
(4) 有価証券	30,902	32,796	1,893
満期保有目的の債券	8,920	10,814	1,893
その他有価証券	21,982	21,982	—
(5) その他資産 未収金	955	955	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに金銭の信託及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預貯金

当社は、満期がない預金のみを保有しており、それらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権の時価は、2019年3月末日の取引金融機関から入手した価格によっております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託における信託財産の構成物の時価は、2019年3月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの金銭の信託に関する事項については、「(4) 金銭の信託に関する事項」をご参照下さい。

(4)有価証券

有価証券の時価は、2019年3月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「(3) 有価証券に関する事項」をご参照下さい。

(5)その他資産 未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額
株式	42
外国証券	45

- (注) 1. 株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券」には含めておりません。
2. 外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券」には含めておりません。

(2)金銭債権及び満期のある有価証券の事業年度末日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金	1,192	—	—	—
買入金銭債権	1,000	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	—	100	—	8,700
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,300	7,800	4,100	3,400
その他資産 未収金	955	—	—	—
合計	4,447	7,900	4,100	12,100

## (3) 有価証券に関する事項

## ① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債			
	国債	6,720	8,257	1,536
	地方債	900	1,118	218
	社債	1,300	1,438	138
	その他	499	499	0
	小計	9,420	11,314	1,893
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債			
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	499	499	△0
	小計	499	499	△0
合計		9,920	11,814	1,893

(注) 貸借対照表において買入金銭債権として処理されている商業ペーパーを「その他」に含めております。

## ② その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債			
	国債	1,350	1,109	241
	地方債	494	418	75
	社債	14,557	14,252	304
	株式	321	100	220
	その他	1,744	1,708	35
	小計	18,468	17,590	878
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債			
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	905	905	△0
	株式	—	—	—
	その他	2,608	2,719	△111
	小計	3,513	3,625	△111
合計		21,982	21,215	766

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表には含めておりません。

③ 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
公社債			
国債	361	52	—
地方債	119	19	—
社債	121	16	—
株式	—	—	—
外国証券	—	—	—
その他の証券	110	10	—
合計	711	98	—

(4) 金銭の信託に関する事項

その他の金銭の信託（運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外）において、貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの
その他の 金銭の信託	3,114	3,044	69	69	—

(ストック・オプションに関する注記)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。



## 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

### (1) ストック・オプションの内容

	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 39名	当社従業員 29名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 464,000 株	普通株式 190,000 株
付与日	2010年1月25日	2012年1月27日
権利確定条件	付与日から行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。	付与日から行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	定め無し	定め無し
権利行使期間	2012年1月25日から 2019年12月24日まで	2014年1月27日から 2022年1月25日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

### (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

#### ① ストック・オプションの数

	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	236,000	88,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	26,000	20,000
未行使残	210,000	68,000

(注) 2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

## ② 単価情報

	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	600	1,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

### 3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

### 4. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

#### (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

0百万円

#### (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一百万円

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注）	2,234
減価償却超過額	138
保険契約準備金	192
資産除去債務	9
その他	256
繰延税金資産小計	2,832
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△2,234
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△595
評価性引当額小計	△2,830
繰延税金資産合計	2
繰延税金負債との相殺	△2
繰延税金資産の純額	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△233
その他	△2
繰延税金負債合計	△235
繰延税金資産との相殺	2
繰延税金負債（△）の純額	△233

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	486	1,442	306	2,234
評価性引当額	△486	△1,442	△306	△2,234
繰延税金資産	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額は、230円19銭であります。

1株当たり当期純損失金額は、33円94銭であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。